

7月1日最低賃金法が  
改正されました

改正の概要

地域別最低賃金

地域別最低賃金を決定する

場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性にも配慮することとなりました。具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられました。

産業別最低賃金

不払については、最低賃金の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。

適用除外規定

障害により著しく労働能力の低い方等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されました。

派遣労働者の適用最低賃金

派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

最低賃金額の表示

時間額、日額、週額または月額で定めることとされた。最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなりました。

問い合わせ先

栃木労働局労働基準部資金室

☎028 634 9109

中小企業季節資金(夏季資金)

融資利用のお知らせ

本年度も、中小企業の皆様に夏季の運転資金の融資を行いますのでぜひご利用ください。

融資対象者

県内に1年以上事業所を有して営業を行っている中小企業及び事業協同組合等の方

資金の使いみち

商品仕入れなど季節的な運転資金

融資条件

融資額

企業 1千万円以内

団体 1億円以内

・融資利率

年2.0%以内(保証付責任共有制度対象外の場合は1.5%以内、保証付責任共有制度対象の場合は1.7%以内)

融資期間

11月4日まで

融資の申込先

県内に本店を有する銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内営業店

申込期間

7月31日まで

お問い合わせ先

取扱金融機関または栃木県経営支援課

☎028 623 3180

石橋郷土史研究会歴史講演

日時

7月13日(日)

午後2時～3時30分

場所

石橋公民館201号室

講師

下野市役所文化課

橋本 高志 主査

テーマ

下野市内に所在する古墳時代の前期の古墳について、最近の発掘調査の成果を含めて講演します。

会員以外の方の聴講も自由

ですので、お気軽にご参加ください。入会も随時受け付けています。

問い合わせ先

石橋郷土史研究会

事務局長 遠藤 孝夫

☎(53) 3322

キッズフェスティバル

2008

日時

8月7日(木)

午前9時30分～正午頃

場所

県南体育館(小山市外城)

対象

幼稚園在園児・未就園児とその保護者他

内容

アンパンマンショー(予定)、キッズチャレンジ大会他

上履きをご持参ください。

参加費 無料

問い合わせ先

小山地区幼稚園連合会

(静林幼稚園)

☎(22) 1792

下野市の自然を知ろう!

夏休みの宿題はこれで!

葛巻(つるまき)公園とその周辺で、昆虫採集、植物採集、鳥の観察など下野市の自然を探検して楽しみます。各分野のエキスパートが皆さんをご案内します。

対象

小学3年生以上、中学生全年学

主催

下野市自然に親しむ会(旧名称 ほたるの会)

場所

葛巻公園(姿川宮前橋傍)及びその周辺

日時

7月27日(日)

午前8時30分～11時(集合8時15分)

(雨天時は8月10日同時刻、同場所に延期)

参加費

一人当たり100円(保険代など)

募集人員等

児童30名(申込み順、締め切り7月15日)

その他

小学生は保護者付き添いでお願いします。

飲料水、運動靴、帽子、筆記用具を必ずお持ちください。

申し込み・問い合わせ先

吉住 正

☎090 7235 6172